

# 第34回 滋賀県首長会議

## テーマ 2

### 「病児・病後児保育の広域連携の推進について」

---

令和7年（2025年）1月14日

湖南市

# 1. テーマ提案の趣旨

## 病児保育事業

### 【児童福祉法】

第六条の三第十三項 この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設において、保育を行う事業をいう

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、**病児保育事業**及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

### 【子ども・子育て支援法】

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

⇒ 市町村がその区域内で市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けて必要な受け皿を確保しつつ病児保育事業を実施

# 1. テーマ提案の趣旨

当該市民が、居住する市町の病児・病後児保育施設を利用すればよいが、、、

○しかし、市外に勤務されている方は、病児保育施設の預けることができる時間の制約から、居住地の病児保育施設より、お迎えに行く時間が短縮される勤務地の病児保育施設に預ける方が、利用者にとってはより利便性が高まる

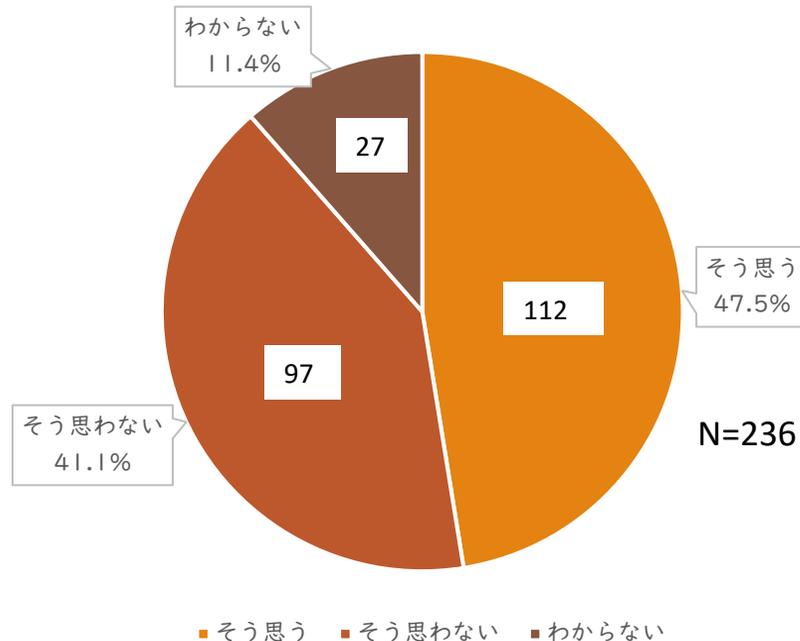
○また、病児保育事業の安定的な経営面においても、市町の区域内の利用者だけでなく、他市町の利用者を受け入れることで、利用者数の増加による経営の安定も期待できる

○こども家庭庁成育局保育政策課が令和5年12月に発出している事務連絡においても、病児保育事業の効率的・効果的な事業運営、利用者ニーズへの対応については、広域による連携が有用であるとされている（資料2-2）

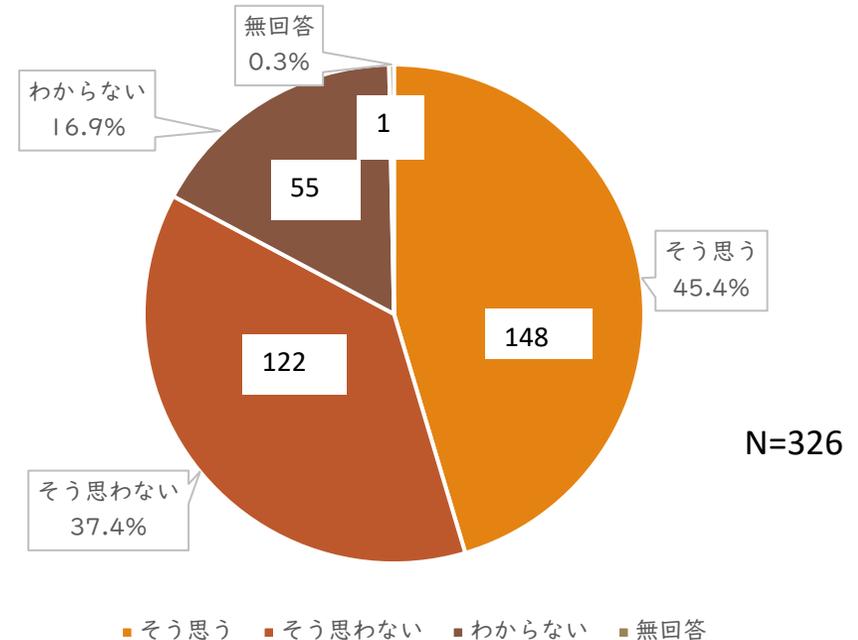
## 2. 湖南省の現状

湖南省が令和5年度に実施した病児保育のニーズ調査において、子どもが病気などで園や学校に通えない時は病児保育を利用したいと思うと答えた就学前保護者236人、小学生保護者326人に、他市町の病児・病後児保育も利用したいか質問したところ、就学前保護者、小学生保護者ともに、約半数近くが利用したいと回答

可能であれば湖南省だけでなく、他市町の病児・病後児保育も利用したいと思いますか（就学前保護者）



可能であれば湖南省だけでなく、他市町の病児・病後児保育も利用したいと思いますか（小学生保護者）



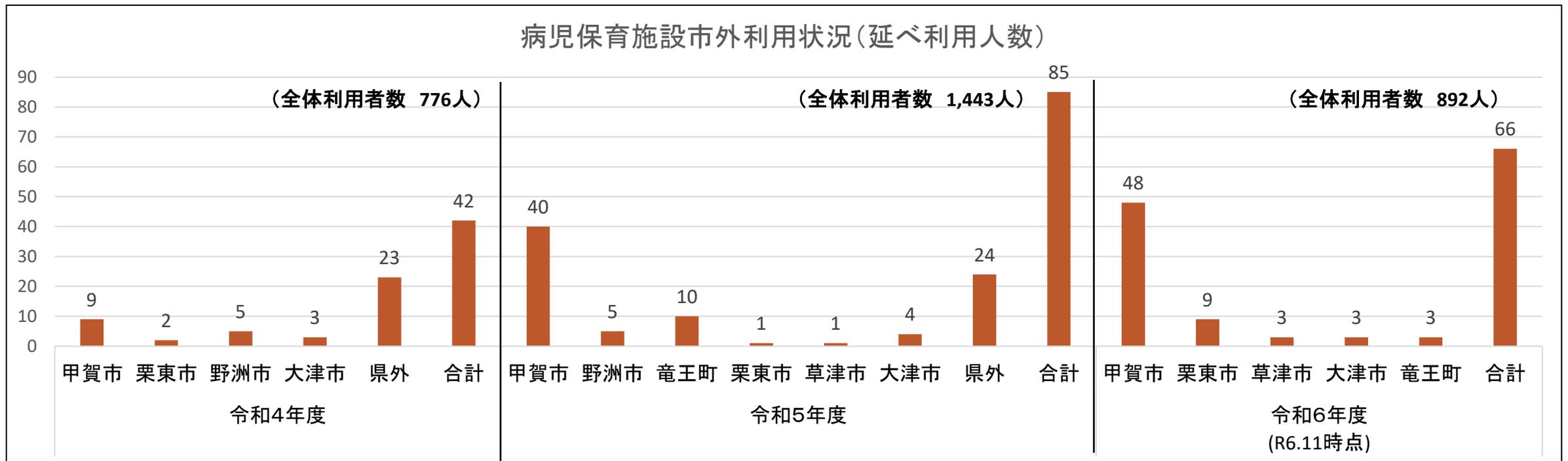
## 2. 湖南市の現状

本市では、市内2カ所で病児保育事業を委託しており定員は各6名

- ・市内在住は2,000円
- ・市外利用は4,000円

○市内の病児・病後見施設の近年の市外利用者の状況は以下のとおり増加傾向

○協定を結んでいないため市外の利用者分の経費は利用料以外は施設が負担



### 3. 広域連携の課題等

- ・ 病児保育施設がない自治体がある
- ・ 施設があっても、ニーズ量の確保が十分ではない
- ・ 市外利用者が利用しやすくなることで市民の利用が阻害される懸念がある
- ・ 病児保育施設によっては、市民しか利用できない
- ・ 各市町で利用料金が異なるため、調整が必要

など、広域連携に対する市町間の温度差がある

しかし、県内統一して実施できれば、利用者の利便性の向上や、病児保育施設のない市町の地域間の格差解消の一助になることも期待でき、また、施設側からは、利用状況に見合った収入（委託費・補助金）を確保できる

## 4. 広域連携に向けた協議について

病児保育事業の広域連携については、市町間の協議・調整では、自市町の市民の利用がしにくくなるのではないかといった懸念や、市町間の負担金の精算業務が事務の負担になるといったことなどが不安視され、思うように進まないのが現状

病児保育事業の効率的・効果的な事業運営、利用者ニーズへの対応については、広域による連携が有用であるという共通認識の下、現段階の各首長のご意見をお伺いさせていただき、

## 4. 広域連携に向けた協議について

そして、将来的な広域連携に向けた取り組みとして、県民の利便性の向上を図るため、まずは、

① 滋賀県が主体となって広域連携に向けた課題の整理・検討をお願いできないか

② 滋賀県として、病児保育施設が整備されていない市町や受け皿が十分でない市町に意向調査を実施のうえ、滋賀県医師会へ病児保育施設設置に向けた働きかけをお願いできないか